

## 次期生物多様性国家戦略策定までの間の取組方針について

令和3年1月27日

生物多様性国家戦略関係省庁申合せ

「生物多様性国家戦略 2012-2020」（以下「現行戦略」という。）は、平成 22 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において策定された生物多様性に関する世界目標である愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップや「自然と共生する世界」の実現に向けた方向性を示すものとして、平成 24 年 9 月に策定されたものである。また、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、生物多様性国家戦略の策定、見直し、実施状況の点検等に際しての関係省庁の間での連絡調整並びに国家戦略の効果的な実施を促進するために設置されているものである。

現行戦略の計画期間は、その前文に記載のとおり、愛知目標の目標年次である 2020 年度までとされている。また、次期生物多様性国家戦略（以下「次期戦略」という。）については、環境基本法に基づき平成 30 年 4 月に閣議決定された第 5 次環境基本計画において「2020 年の生物多様性条約第 15 回締約国会議で決定されることが見込まれるポスト愛知目標や第 2 章の重点戦略及び第 4 部の環境保全施策の体系を踏まえて、2021 年以降に同戦略を改定する。」とされている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初 2020 年 10 月に開催される予定であった生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）は延期され、愛知目標に次ぐ生物多様性に関する世界目標として COP15 において採択予定のポスト 2020 生物多様性枠組の策定が遅れており、次期戦略の策定も遅れが生じる見込みとなっている。

これを踏まえ、次期戦略策定までの間の取組方針について次のとおりとする。

- 現行戦略は、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国の目標や基本戦略等を示した「第 1 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略」、2020 年を目標年とする愛知目標達成に向けて設定した我が国の国別目標や関連指標等を示した「第 2 部 愛知目標の達成に向けたロードマップ」、戦略策定後おおむね 5 年間の具体的な行動計画として我が国の生物多様性関連施策を体系的に網羅して示した「第 3 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」の 3 部で構成されている。
- 新たな世界目標が策定され、それを踏まえた次期戦略が策定されるまでは現行戦略の考え方に沿って関係施策を進めることが適当であると考えられることから、第 1 部については、現行戦略の計画期間である 2020 年度末以降においても、次期戦略の策定までの間、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国の基本戦略等として、引き続き取り組むこととする。
- 第 2 部及び第 3 部に該当する国別目標や具体的な行動計画は、ポスト 2020 生物多様性枠組等を踏まえて次期戦略の中で策定していくこととなるが、令和 3 年 1 月 27 日に決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果」に記載された「次期生物多様性国家戦略に向けた課題」については、次期戦略の策定を待たず、可能なところから順次取り組むこととする。
- ポスト 2020 生物多様性枠組の策定後、速やかに次期戦略が策定できるよう、当該枠組みが決定されるより前から、次期戦略策定に向けて必要な検討を中央環境審議会等において進めることとする。